

自衛消防組織の設置対象

【設置対象の考え方】

多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物など 消防防災上のリスクの大きい防火対象物

- ・地上とのアクセスが構造上大きく制限される場合が多い。
- ・避難時の移動距離が非常に長くなる場合が多い。
- ・多数の者が存在することにより、群集心理によるパニックが生じやすい。
- ・建築物等が大規模であり、高度な自衛消防活動等が要求される。

【用途】

共同住宅等((5)項口)、格納庫等((13)項口)、倉庫((14)項)を除いた全ての用途(文化財((17)項)も含む。)、地下街

【規模等】

- ・延べ面積5万㎡以上
- ・5階以上で延べ面積2万㎡以上
- ・11階以上で延べ面積1万㎡以上
- ・1,000㎡以上の地下街

※施行令第2条が適用される

同一の管理権原の防火対象物が、同一敷地内に複数ある場合

○面積・・・ 個々の防火対象物の面積を合算

○階数・・・ 最も階数の多い防火対象物の階数で全体の階数を判断

対 象 用 途	
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場 (15項)
文化財である建築物 (17項)	

地下街(16項の2)

規 模
①階数が11以上の防火対象物 延べ面積 1万㎡以上
②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積 2万㎡以上
③階数が4以下の防火対象物 延べ面積 5万㎡以上

(階数は、地階を除く)

延べ面積1,000㎡以上

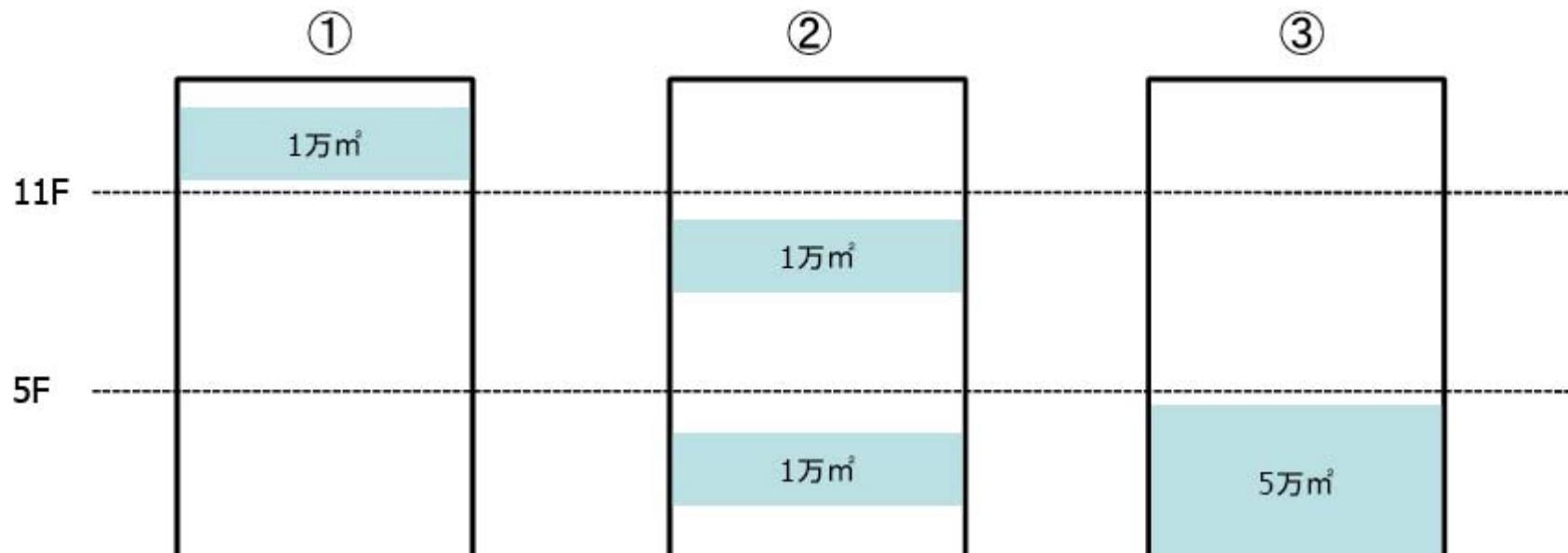
+

+

→共同住宅等(5項ロ)、格納庫等(13項ロ)、倉庫(14項)は含まれない。

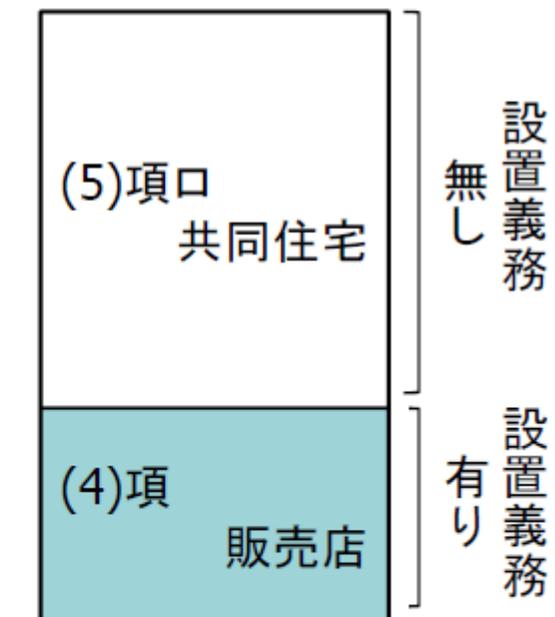
複合用途防火対象物(16項)における規模の考え方

対象用途に供する部分が...		防火対象物全体の対象用途に供される部分の床面積の合計が...
①11階以上の階にある防火対象物	→	1万m ² 以上
②5階以上10階以下の階にある防火対象物 (=11階以上にはない)	→	2万m ² 以上
③4階以下の階にある防火対象物 (=5階以上にはない)	→	5万m ² 以上



設置形態

- ①複合用途防火対象物については、
対象用途の部分にのみ設置
(令第4条の2の5第1項)



- ②防火対象物の管理権原が分かれている場合は、原則として共同設置
(令第4条の2の5第2項)

